構造用合板等を昭和五十六年建設省告示第千百号別表第一(四)項又は(五)項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組	表三(ほ)	表三(ろ)
（略）		

表二

軸組の種類	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱の場合	上階の柱が出隅の柱であり、当該階の柱が出隅の柱でない場合	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱でない場合
（略）			
構造用合板等を昭和五十六年建設省告示第千百号別表第一(四)項又は(五)項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組	表三(ち)	表三(へ)	表三(ほ)
（略）			

表三・表四　（略）

三　（略）

構造用合板等を昭和五十六年建設省告示第千百号別表第一(二)項又は(三)項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組	表三(ほ)	表三(ろ)
（略）		

表二

軸組の種類	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱の場合	上階の柱が出隅の柱であり、当該階の柱が出隅の柱でない場合	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱でない場合
（略）			
構造用合板等を昭和五十六年建設省告示第千百号別表第一(二)項又は(三)項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組	表三(ち)	表三(へ)	表三(ほ)
（略）			

表三・表四　（略）

三　（略）

3　評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第５　評価の方法の基準（性能表示事項別） １　構造の安定に関すること １―１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） (1)・(2)　（略） (3)　評価基準（新築住宅） 評価対象建築物のうち建築基準法第20条第１項第１号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定（ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第１項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。 イ～ニ　（略）	第５　評価の方法の基準（性能表示事項別） １　構造の安定に関すること １―１　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） (1)・(2)　（略） (3)　評価基準（新築住宅） 評価対象建築物のうち建築基準法第20条第１項第１号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定（ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第１項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。 イ～ニ　（略）